

独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院訪問 リハビリテーション重要事項説明書

1. 独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院訪問リハビリテーションの概要

(1) 連絡相談窓口 電話 0766-44-1181 担当 正司 佳久

(2) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名 独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院

所在地 高岡市伏木古府元町8-5

電話/FAX 番号 0766-44-1181 / 0766-44-3862

介護指定番号/指定年月日 1610211987 / 平成12年4月

サービスの種類 訪問リハビリテーション

サービスを提供する地域 高岡市内・伏木・太田地区

(3) 職員体制と運営時間

職員体制 理学療法士 5名 作業療法士 1名 言語聴覚士 1名

営業時間 月曜日～金曜日

午前8:30分～午後5:15分（ただし、土曜日、日曜日、国民の
祝祭日、12月29日～1月3日を除く）

2. 訪問リハビリテーションの特徴

(1) 運営の方針

各部門との密接な連携を図り、利用者一人一人にあった、きめ細かいサービスを提供することによって、利用者そしてご家族様方の希望にそった、親切で質の高いサービスを提供します。

(2) サービス利用のために

訪問リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の回復のため、主治医の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成した訪問リハビリテーション計画を作成し、下記(ア)を目的とし、(イ)等の訓練を行います。

(ア) 目的

① ADLの低下防止

- ② QOL の維持・向上
- ③ ねたきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ その他、利用者の状態の改善

(イ) 訓練等

- ① 基本動作訓練・活動向上訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適応・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 作業療法
- ⑥ 物理療法
- ⑦ 摂食機能療法
- ⑧ その他の必要訓練

3. 利用料その他

1 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、算定の基準等は次のとおりとします。

- ① 訪問リハビリテーションは、指示を行う医師の診療日から3ヶ月以内に行われたときに算定します。
- ② 訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護等に当たるものに対して20分を一回とし、指導を行った場合に算定します。
- ③ サービス提供体制強化加算は、利用者に直接サービスを提供する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合は6円、勤続年数3年以上の者がいる場合は3円を算定し、訪問リハビリテーション1回につき加算する。
- ④ 短期集中リハビリテーション加算は、第7条の訓練で実用歩行練習・活動向上訓練等を組み合わせて個々の利用者の状況像に応じて行った場合に算定し、一日に行われる訓練が複数回にわたる場合であっても、一回として算定する。
- ⑤ 短期集中リハビリテーション加算を算定するにあたっては、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、これに基づいて行った訪問リハビリテーションの効果、実施方法等について評価を行

う。

利用料について

料金はサービス提供時間により異なります。料金・加算については以下に示します。

要支援：介護予防リハビリテーション費（１回あたり）

	区 分	利用者負担額
基本料金	２０分	２９８円
	４０分	５９６円
加算料金	サービス提供体制強化加算Ⅰ（２０分につき）	６円
	短期集中リハビリ 退院等から３ヶ月	２００円

要介護の方：訪問リハビリテーション費（１回あたり）

	区 分	利用者負担額
基本料金	２０分	３０８円
	４０分	６１６円
加算料金	サービス提供体制強化加算Ⅰ（２０分につき）	６円
	短期集中リハビリ 退院等から３ヶ月以内	２００円

※上記の料金・加算は、自己負担１割の方の場合です。

- ２ 治療上必要なもので、介護保険の対象とならないものについては、その都度利用者または家族に説明し、同意を得たものに限り徴収します。
- ３ 利用者の希望によって上記２の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けます。
- ４ 料金のお支払い方法

毎月、１５日までに前月分の請求書を発行致しますので、当月末までにお支払い下さい。

お支払い方法：利用契約時に①または②からお選びください。

- ① 病院会計窓口にてお支払い
- ② 下記指定銀行口座へのお振り込み

指定銀行：北陸銀行（口座については請求書に記載）

※振り込み手数料については、ご利用者様のご負担になります。

4. 緊急時の連絡先

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した時は、速やかに関係し町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

6. サービスに関する相談

① 当事業所お客様相談担当

担当者 患者相談室 廣澤 友成

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

高岡市高齢介護福祉課 0766-20-1372

③ 富山県福祉サービス運営適正化委員会

0764-32-2959

④ 富山県国民健康保険団体連合会

介護保険課介護保険係 苦情相談窓口

0764-31-9833